

総務常任委員会会議録（平成21年10月7日）

- 1 日 時 平成21年10月7日（水） 13時40分～16時54分
- 2 場 所 I いわて県民情報交流センター アイーナ
II 滝沢村役場 4階 第1委員会室
- 3 出席者 委員長 斉藤健二 副委員長 柳村 一
委 員 佐藤澄子、武田猛見、遠藤秀鬼、鎌田 忍、黒沢明夫
事務局 主任主査 岡田洋一

4 調査事項

I 男女共同参画について（13時40分～15時05分）

- (1) 相手方（対応者） 岩手県男女共同参画センター
センター長 上原千鶴子 総括 加藤睦子

(2) 開 会

(3) 委員長挨拶

斉藤委員長

本日は総務常任委員会のためにありがとうございます。男女共同参画が取り組まれ10年以上になると思いますが、まだまだ理解不足の面もあり本日は更に推進を図るためにも理解を深めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(4) 協議事項

上原センター長挨拶

本日は、ようこそおいでいただきした。センター長を務め4年になりますが、このように政策的な意見を発言ないし実現できる立場の市町村議会の議員の方々がお見えになることは初めてで、私自身非常によい経験をさせていただきと思ひ感謝しています。どうぞよろしくお願いいたします。

① 説明（上原センター長）

- ・ 日本は少子高齢化の進展、経済活動の熟成化と国際化、情報通信の高度化、家族形態の多様化、地域社会の変化の中でさまざまな分野において意思決定の場が男性で占められているケースが多く、そのためにも男女共同参画社会が必要である。
- ・ 現在、田野畑村の男女共同参画推進計画の策定のお手伝いをしているがアンケートを取ると男性がリーダーシップをとり家庭がしっかりしていれば男女共同参画は不要だという意見もある。
- ・ ジェンダー（男はこうあるべき、女はこうあるべきという社会的慣習にとらわれた性別役割分担）の意識をかえることが必要である。
- ・ 子供の頃から男はこうあるべき女はこうあるべきと育てられ大人になって生きにくくなっていることもある。
- ・ 女性はこうあるべき、労働賃金が安いなど、女性はかなり不具合を感じている。
- ・ 家庭生活での家事、育児、介護の負担が女性に重くのしかかっている。
- ・ 自分が社会にそして家庭でなど認められないとモチベーションが下がる。

- ・ 男性は普段理解をしていますが、女性はこうあるべきという固定観念などがすりこまれてきており、時にこれが出てしまう。
- ・ 女性も向上心を持ち努力することが必要である。
- ・ 女性が力を付け、発揮できる環境となれば社会でよい循環が起こる。
- ・ 近頃の夫婦またはカップルは子育て、家事を共同で行っている例が多くなっている。
- ・ ドメスティック・バイオレンス（DV）が増えてきているのが現在の大きな課題である。
- ・ DVには、肉体的、精神的、経済的な暴力があり言葉の暴力もある。
- ・ 家庭内でDVがあり、これを見ていた子どもは母親を可哀想とは思わない例が多く自分を守るためにも強い父親の方につくことが多い。
- ・ DVを受け自分の子供まで愛することができなくなってしまう。
- ・ 家庭環境の悪化の影響を受けて育った高校生も多くデートDVも多く発生している。
- ・ 家庭環境が悪いと学力の低下が起きる例が多い。
- ・ 相談をする人できる人はよいが、自分が悪いからDVを受けるのだと思い込んでいる人も多い。
- ・ ワークバランス（仕事と生活のバランス）が大切で必要である。
- ・ 男性の相談員による男性からの相談を実施しており、相談件数も増えてきている。

② 質疑等

齊藤委員長：以前勤務していた企業において、女性の営業マンを登用するなどがあった。お茶出しやデスクの掃除など性別を問わず自分自身で行うようにしたこともあった。家庭での役割分担は中々難しい。

佐藤委員：悩みを抱えながら子育てをしている女性が多い。例えば、検診の場所に相談ができるコーナーがあってもよいと思う。声を出せる場所を作る政策が必要と思う。相談を受ける体制が確立できることになる。滝沢村は農業者も多いが、農業に従事している女性が給料がなく自分の小遣いもないケースがある。仕事を頑張っているものの自分らしく生きることができないことが課題と思っている。

センター長：そういった例はよく聞くことがありますが家族経営協定の締結は難しいのでしょうか。確かにそういった課題はあります。農業従事の労働状況の改善、工夫も必要と思うます。また、子育ての支援は必要で待機児童をゼロにする政策も必要と思います。女性の多くはパートタイムでお仕事をされていますが、子供が病気でも仕事がなくなってしまうとか時間給のため仕事を休まないケースが多い。子供の発熱を一時的に下げて保育園に通園させていることも多く、子供が犠牲になって仕事を優先にしていることが多い。子育てボランティアや行政が子育てにやさしい政策をとることも必要と思う。

武田委員：滝沢村の場合は、3人目のお子さんは兄弟が小学生中学生であっても保育料を無料にしている。しかしもっと子育て支援は必要と思う。

センター長：行政の政策、支援は必要であるがそれだけではなく地域で子育てを支援する方策も必要と思う。

柳村副委員長：DVや労働条件などの相談もあると思うが、どのような相談を行われているのか。

センター長：個人的な相談が多く、離婚問題などもある。月に1回弁護士との法律相談を30分無料で実施しており、手続きや裁判に移行した際のお手伝いも行っている。DVの相談では、シェルターへの避難が必要な場合は総合福祉センターにお連れするなども行っている。また近年男性からの相談も多く男性相談員が対応している。相談の内容は、妻からのDVであったり、うつ病の相談も多くなっている。

柳村副委員長：NPO法人のいわてつばさの会はどのような事業をされているのか。

センター長：当初は県の事業、県費で海外研修に行ってきた。先進国の福祉、教育、男女平等、環境の取り組みを視察してきた。現在は出前講座を実施している。この男女共同参画事業を県から委託を受けている。

斉藤委員長：その他委員よりありませんので、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。(15時05分終了)

II 広域行政の取り組みについて(15時45分～16時54分)

(1) 説明員 経営企画部 部長 佐野峯 茂
経営企画課 課長 湯沢 豊、主査 山本和広

(2) 閉 会

(3) 委員長挨拶

斉藤委員長：広域行政の取り組みについての調査となります。現在の取り組み状況について説明を受けますので、よろしくお願ひします。

(4) 協議事項

佐野峯部長：広域行政の取り組みの現状について本日は説明いたします。広域で取り組んでいる事務について各課より調査し取りまとめました。今後必要な資料等があれば取り揃えていきたいと考えています。詳細につきまして、課長より説明します。

湯沢課長：資料に基づき説明

1) 一部事務組合

① 盛岡地区広域行政事務組合

ア 設置目的

盛岡地区広域市町村圏の振興整備に必要な調査研究、盛岡地区広域市町村圏計画に基づく事業の実施の連絡、調整及び促進、関係団体の区域における消防に関する事務を行うため

イ 構成市町村

盛岡市、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町
(管理者/盛岡市長)

ウ 現在の活動内容

盛岡地区広域市町村圏計画に基づく事業の実施の連絡、調整及び促進、盛岡地区広域消防本部

② 盛岡地区衛生処理組合

ア 組織機構の設置目的

し尿処理施設の建設および維持管理並びにし尿及び浄化槽汚泥の処理を行うため

イ 構成市町村

盛岡市（都南地区及び玉山地区除く）、雫石町、滝沢村
（管理者／滝沢村長 事務局／滝沢村）

ウ 現在の活動内容

し尿処理施設の建設および維持管理並びにし尿及び浄化槽汚泥の処理

2) 広域連合

① 岩手県後期高齢者医療広域連合

ア 組織機構の設置目的

設立根拠 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第48条による高齢者医療確保法に規定する後期高齢者医療制度の事務を処理するため。

イ 構成市町村

県内全市町村
（平成21年度事務局／県内市町村の派遣による。連合長は盛岡市長）

ウ 現在の活動内容

高齢者医療確保法に規定する後期高齢者医療制度の事務処理。

3) 機関等の共同設置

① 雫石町・滝沢村介護認定審査会

ア 設置目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定に基づき
介護保険法（平成9年法律第123号）第14条に規定する介護認定審査会を
共同設置し、介護認定審査を行うため

イ 構成市町村

雫石町・滝沢村（事務局／滝沢村）

ウ 現在の活動内容

10名の介護認定審査員により、5名ずつの2合議体を設置し、交互に毎週1
回介護認定審査会を開催している。介護認定審査会は、平成20年度42回開
催し、1375件（本村分）の審査を実施した。

4) 広域連携

① 4村人事交流（滝沢村職員交流に関する協議書）

ア 目的

構成団体間における人事交流による連携、職員能力の向上

イ 開始年度

平成18年度

ウ 構成市町村

雫石町、滝沢村、紫波町、矢巾町

エ 人事交流状況

・平成18年度 紫波町循環政策課、矢巾町税務課、雫石町総務課 各1名
（受入 / 紫波町1名、矢巾町1名、雫石町1名）

- ・平成19年度 紫波町総務課、矢巾町道路都市課 各1名
(受入 / 紫波町1名、矢巾町1名)
- ・平成20年度 紫波町環境課生活環境室、矢巾町 住民課 各1名
(受入 / 紫波町1名、矢巾町1名)
- ・平成21年度 紫波町農林課 1名
(受入 / 紫波町1名)

② 盛岡広域市町村長懇談会

ア 設置目的

広域的な共通課題への取組、産業の活性化、企業誘致、観光振興などを広域で連携することにより、定住や交流などの一層の促進を目指し、中核的都市圏の形成や盛岡広域圏の一体的な発展、住民福祉の一層の向上を目的としている。

イ 構成市町村

盛岡市、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町
(事務局/盛岡市)

ウ 現在の活動内容

市町村長懇談会、事務検討会議及び専門部会において、広域的な共通課題について検討している。

住民生活部会	証明書広域交付実現のための手法等の検討
人材育成部会	各構成団体研修計画への他職員参加促進
〃	構成団体間における人事交流の実施可能性の検討
観光振興部会	冬季観光キャンペーンの合同実施
国体誘致部会	人的支援体制等を含む開催希望種目の検討・調整
公共交通部会	コミュニティバス運行を重点課題として調査研究
企業誘致部会	県からの情報入手など企業動向の把握
〃	(仮称)盛岡広域産業人会の発足と活用
〃	先進自治体の首長や職員を招いての研修会
〃	立地意向企業に対するアピールパンフレット等の作成
廃棄物対策部会	各構成団体のごみ処理の現況の把握と課題抽出

5) 広域市町村圏

① 南部盛岡チャグチャグ馬コ保存会

構成市町村/滝沢村、盛岡市、矢巾町 等 (会長/盛岡市長)

② 秋田・岩手地域連携軸推進協議会

構成市町村/雫石町、仙北市、宮古市、大仙市、秋田市、潟上市、盛岡市、川井村、国土交通省東北整備局岩手河川国道事務所、同三陸国道事務所
同秋田河川国道事務所 (会長/雫石町長)
(オブザーバー/NPO法人秋田岩手横軸連携交流会、滝沢村)

③ 南岩手山岳遭難対策委員会

構成市町村/盛岡市・雫石町・滝沢村 (会長/滝沢村長)

6) その他

① 岩手山演習場周辺市村連絡協議会

ア 目的

陸上自衛隊岩手駐屯地の体制維持に関する要望

防衛施設周辺整備対策に関する要望

イ 構成市町村等

盛岡市、八幡平市、滝沢村（事務局／滝沢村）

ウ 要望先

防衛省、東北防衛局、陸上自衛隊岩手駐屯地

② 国道4号盛岡北道路整備促進期成同盟会

ア 目的

国道4号「盛岡北道路」の拡幅整備の促進について
必要な道路整備の財源の確保について

イ 構成市町村等

盛岡市、八幡平市、岩手町、滝沢村、久慈市、二戸市、葛巻町、普代村、軽米町、
野田村、九戸村、洋野町、一戸町

ウ 要望先

財務省、国土交通省、国会議員

③ 国道281号整備促進期成同盟会

ア 目的

一般国道281号線の抜本的改良整備について（平成21年度）

イ 構成市町村等

盛岡市、岩手町、滝沢村、久慈市、葛巻町、普代村、九戸村、野田村、洋野町

ウ 要望先

財務省、国土交通省、国会議員

④ 盛岡地区戸籍住民基本台帳事務協議会

ア 目的

戸籍・住民基本台帳関係事務に関する要望

イ 構成市町村等

盛岡市、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町

ウ 要望先

法務省、岩手県

(5) 質疑

齊藤委員長：説明をいただきました。質疑を受けます。

武田委員：盛岡地区広域行政事務組合の設置目的に広域市町村圏の振興整備に必要な調査研究とあるが具体的にはどのような調査研究をしているのか。

湯沢課長：広域行政事務組合で、盛岡地区広域市町村圏計画を策定しており、基本構想、基本計画がある。その計画策定の調査研究をしている。その進行管理は事務局で行っている。

武田委員：県計画と盛岡広域圏の計画とは関係ないのか。

湯沢課長：県の長期計画とはもちろん一部分は関係してくるが、計画自体は関係ありません。

佐野峯部長：法律で市町村圏が位置付けられていて、そこの中で計画を策定する。それがどこに反映されるかという、詳細に承知していないが、事務事業について以前はこの計画に入っていないと国で採択されないしくみになっていた。広域と

して連携して、例えば道路や下水道とかそういった意味では重要な位置づけになっていた。盛岡広域圏でのそれぞれの市町村の役割分担、機能分担というか、そういったものを決めて土地利用計画に反映させるなど法律に基づいた重要な計画である。これを広域行政事務組合で策定しているものである。

武田委員：現在も計画は策定されているのか。

佐野峯部長：策定しており現在は第4次の計画で動いています。

鎌田委員：広域連携が各事業で必要であるということは認識されていると思う。1つ聞きたいのは自治法で知事の認可のもと各市町村長の協議会を設置できることになっているが岩手県にはない。その別方法で盛岡広域市町村長懇談会を作っているが自治法上の協議会は設置していない。なぜ岩手県では作っていないのか。

湯沢課長：協議会はある程度まとまって法の根拠を持って知事に届出し認可を受けるものである。盛岡広域圏を見れば何をテーマにするか別にして、これまで協議会を設置するような動きにはなっていなかった。懇談会でも今は連携段階で、個別の課題があっても個々に意識の差がある。ごみ処理でも困っている自治体もあればそうでない自治体もあるような現状と認識している。

鎌田委員：広域行政の進め方は、合併、連合、一部事務組合がある。私が言う首長の協議会は自治法であるわけで、各課の仕事を見ていると本日の資料にない協議会も沢山あると思う。各課長は協議会の会議のために一生懸命出席しているわけである。事業毎であればかなりの協議会があると思う。各市町村の組織体制が違うことは理解しているが、まず自治法上でいう首長の協議会を作り、その中で各部局毎に各事業の協議会を包括的、一括的に取り扱えば各事業毎の課長の会議は不要となる。課長が忙しいように見える。各事業毎に広域で連携を取ることで、包括的に協議会を設置すればスムーズで縦だけではなく横のつながりもできてよいと思うがいかがか。

佐野峯部長：具体的にどのような協議会を想定していますか。

鎌田委員：農業の各事業毎に協議会など様々あると思うが。

佐野峯部長：事業等には県がからむもの、国がからむもの、全く市町村だけのものがある。これまでの歴史的経過の中では以前よりは少なくなっていると思うが、その協議会の場合は、県とか国に係わるのは情報交換の場で国・県の施策の説明であったり、市町村に周知する機会が多いと記憶している。そこで課題などが話し合われるが、あくまでも事務を一緒に共同で処理するという目的にはなっていないと認識している。

鎌田委員：各市町村毎の施策があっても特徴があることはいいことであるが、住民サイドとしては各市町村毎の事業がバラバラであれば困る。盛岡市に比べて差があっても困る。近隣の広域ではある程度一律の政策、サービスであった方がよいと思うがいかがか。ある程度の強制力のある協議会も必要と思うがいかがか。

佐野峯部長：盛岡市、矢巾町、滝沢村では比較的似かよっている。広域でも葛巻町、雫石町、岩手町はそれぞれ特徴がある。一緒の事務となれば窓口業務とか税の収納は広域で同じサービスであったりなど利便性を図ることは可能と思うが、例えば福祉政策などは首長の想いや特色を政策として出したいと思われるのではないかと。想い、政策に係わらないところでは事務の連携等はできると思うが首長はやはり自分のカラーを出したいのではないかと。

黒 沢 委 員：国道4号盛岡北道路整備促進期成同盟会が活動しているが、政権が交替され
国道4号の整備がどのようになっていくか情報はるか。

佐野峯部長：具体的な動き、情報は現在ありません。今後どうなるかである。国への要望
活動も変化すると聞いており、我々の要望活動についても検討していくことにな
るので、そちらについても注目していきたい。

柳村副委員長：介護認定について、雫石町から一緒にと言われ実施している経緯であると思
うが、このような事務が広域連携で行うべきとの話し合いはあるのか。

佐野峯部長：私が聞いている範囲で詳しくは承知していませんが、当初それぞれ独自で行
う予定としていたが、雫石町の体制上のこともあり県からの調整も入り一緒に
行ったと聞いている。

柳村副委員長：色々な事業があると思うが、例えば雫石に近い、または玉山に近い住民もい
るわけで、広域で行った方がより行政サービスの向上に繋がるという事務はあ
るか。

佐野峯部長：結構あると思います。例えばごみの問題もあり雫石町のごみを受け入れ一部
事務組合を立ち上げるということで事務を進めており、このように共同でやっ
た方が効率的で行政サービスに繋がる事務については協議し行ったいくべきと
考えます。

柳村副委員長：滝沢村は他の市町村からお願いされて広域で事務を行っているように見える。
村側から積極的に連携を図っていく姿勢が見えないが、独自でやっていくとい
うスタンスなのか。

佐野峯部長：決してそういうわけではなく、広域で一緒にできることがあればコストも軽
減されるし、実施できることは広域で実施していくべきと考えている。受けて
立っているわけではありません。盛岡市との関係は大きいので連携を強めなが
ら、盛岡広域の連携を深めていきたい。ただし一緒にできることは限られてい
ることもある。ごみ処理などは今後も連携を深めていく事案であると思う。

武 田 委 員：ごみ処理の県計画では県央は1つの広域施設で処理すべきということになっ
ていたがその計画はどうなっているのか。また、広域連携のことで市町村長懇
談会は、首長だけではなくそれぞれ個別の検討部会もある。実質21年度から
動き出したわけであるが、自治体でのサービスの違いまで入っていくところま
で目指しているものか。

佐野峯部長：ごみの方は、先日地方振興局の幹部の方々と村の幹部との懇談会があり、ご
みの問題も話題になりそこでも話され将来的には一本化しようという考えであ
る。しかしごみ処理場の設置年度もそれぞれであるので、振興局の環境部長は
今回の滝沢村と雫石町のように連携し最終的には一本化されることが現実的か
なという話をされていた。現実的対応になると思う。懇談会は設置の経緯を考
えなければならぬと思うが、これは当初盛岡市長の呼びかけでの合併の話で
集まって最初はこの範囲となっていた。その後、盛岡広域皆で話し合おうとい
ことになり連携していった。住民サービス向上について連携しようとなって産
業関係は話し合いが進んだが、一緒実施するなど目的意識が統一されないと難
しい面もある。

武 田 委 員：連携という言葉が難しいが、一緒にやるということではなく情報交換をする
ことにより、よりよいサービスを作り上げる、一緒に行えることが出来る

と思う。情報交換の場としての連携は大事と思うがいかがか。

佐野峯部長：基本的には情報交換は大事であると思う。その中でそれぞれの現実の課題をどうやって解決していくのか。この中で8つの部会ができたことは大きいと思う。

鎌田委員：それぞれの首長の考えもあり懇談会が難しいことは解る、実際にはこの連携は事務的にも困難なことか。

湯沢課長：部会でも職員間の情報交換を実際に行っている。実際にサービスを共同で行う住民票の交付等を行うとなれば、システムの導入のための財源も伴うこともあり、実現が難しい面もある。

佐野峯部長：実際に村長も、企業誘致を広域で行おうと提言するなど、新しい取り組みもある。

鎌田委員：懇談会の成果を見出してほしい。リーダーシップが必要ではないか。首長間が動かないと難しいと思う。

湯沢課長：盛岡市のリーダーシップに期待している。連携は難しいが実際に事業化される例があれば波及していくことが期待される。

斉藤委員長：盛岡地区衛生処理組合で、構成に都南地区、玉山地区を除くとなっているがなぜか。

佐野峯部長：都南地区は紫波地区と玉山地区は岩手地区と行っているので盛岡地区には以前から入っていない。

斉藤委員長：広域での事務となれば火葬場もそうであると思う。本村の場合53,000人の人口があるのにも拘らず火葬場がなく必要との声もある。盛岡市が現在の位置に整備を進めると聞いているがその際の影響はないのか。雫石町も含めてこちらからお願いする必要はないのか。

佐野峯部長：盛岡市が整備を進める上で、事務的な協議をした経緯があり、盛岡市からのこれまでどおり対応するとの回答をいただき、法律的な枠組みも含め心配ないと言われている。財源的にも合併特例債を活用すると聞いている。また、村長も市長に会った時に話した経緯もあり、その際もこれまでのとおり行うとの回答をいただいている。雫石町とは、今回のごみ処理の件も含めて連携を深めていくことになると思う。実際に村に火葬場が必要ということは言われている。

斉藤委員長：近年、ハコ物の単独での整備は難しく、広域で情報交換をしながら進める必要がある。そのために協議会での情報交換、共有する方法も必要ではないか。

佐野峯部長：懇談会においても8つの市町村の共通の課題はこの懇談会で、個々の課題についてはそれぞれ協議なり連携がされると思います。この懇談会においても情報として個々の課題も話されていると思う。市町村長懇談会や、首長または職員が顔を合わせた時に情報交換、共有が図られていけばよいと思う。

佐藤委員：地球温暖化、CO₂の削減がさげられる中、この取り組む必要と思うが市町村長懇談会の部会に環境部会が設置されていないのはなぜか。

湯沢課長：部会を作る時に、ある程度現在の課題について部会を設置した。部会で検討した後に実現が困難となれば部会そのものを廃止していくという考え方である。新たな課題が出てくれば設置することが話し合われると思う。CO₂の削減については具体的にこれまで出てこなかった。ただ他の市町村または首長さんから地球温暖化について広域で取り組んではという提案ができれば、協議され部会設置の可能性もある。

武田委員：人事交流は今後も行おう予定か。

佐野峯部長：首長間での認識では継続されることとなっている。ただ人数は1人程度になる見込みである。

武田委員：職員数も減ってきて大変になってきていると思うが。

佐野峯部長：確かに職員数も少ないが、お互い勉強になりメリットもある。

山本主査：昨年度私も紫波町の住民課に交流職員として行ってきたが、事務の方法が同じようで同じでない場合もあり、勉強するよい機会となった。

斉藤委員長：質疑がないようですので、これで調査を終了します。本日の委員会を閉会します。(15時05分)